

令和 4年 4月 20日

株式会社山本管工 一般事業主行動計画（第7回）

従業員が仕事と私生活を両立させることにより、全ての従業員がその能力を会社や社会生活において幅広く発揮できるようになると考え、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：

令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間

2 内 容：働き方改革

少子高齢化の伴う生産年齢人の減少、働くスタイルの多様他

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和4年5月 実労働時間の調査

令和4年6月 実労働時間について検討

令和4年7月 実労働時間の短縮について